

### 高齢受給者証の更新について

国民健康保険に加入していて高齢受給者証をお持ちの方は、7月31日(金)に有効期限が切れますので、7月下旬に新しい受給者証を葉書タイプの郵便で送付します。

受給者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに受給者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた受給者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**対象者** 70〜74歳の国民健康保険加入者

**問合先** 保険医療課

☎444・3168

FAX443・3555

### 後期高齢者医療被保険者証の更新について

後期高齢者医療制度加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日(金)までです。8月1日以降に使用していただく被保険者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付

します。

被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課(甚目寺庁舎)へ連絡してください。

有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課、七宝・美和市民サービスセンターへお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

**問合先** 保険医療課

☎444・3168

FAX443・3555



## 後期高齢者医療 コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター(電話窓口)を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

**<お問い合わせ電話番号>** ☎0570・011・558(ご利用には通信料がかかります。)

**【期間】**7月13日(月)〜8月31日(月) ※土・日曜・祝日も開設

**【時間】**午前8時45分〜午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬頃に郵送します。

※納付方法など納付に関するご相談については、あま市保険医療課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

### ご注意

コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。

不審な電話がありましたら、あま市保険医療課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

**問合先** 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課保険料グループ ☎955・1223

あま市保険医療課 後期高齢者医療担当 ☎444・3168 FAX443・3555

**国民年金保険料を納めることが困難な方へ**

毎月納めていただく国民年金保険料ですが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが難しくなることもあります。

学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

令和2年度分については、7月1日から申請できます。年金手帳・印鑑を持参していただき、保険医療課（甚目寺庁舎）、七宝・美和市民サービスセンターにて申請してください。

なお、失業の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しが必要となります。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

**年金相談「相談無料・秘密厳守」  
年金に対する疑問にお答えします**

中村年金事務所の職員を招いて、年金相談を開催します。お気軽にお申し込みください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等の親族であっても、相談内容に該当する本人の委任状が必要になります。

日時 7月28日(火)

午前10時～正午、午後1時～3時

※事前予約はできません。

場所 甚目寺庁舎 相談室

持ち物 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類、印鑑

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

**年金生活者支援給付金の請求手続きについて**

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

**支給要件**

①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額<sup>※1</sup>とその他所得額の合計が879,

300円以下であること

②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得<sup>※1</sup>が「4,621,

000円+扶養親族の数×38万円

※<sup>2</sup>以下であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

**これから年金を受給する方**

年金請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

すでに年金を受給しており、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

**問合先**

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

**環境・衛生**



**レジ袋有料化**

7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化がはじまります。

プラスチックは、非常に便利な素材ですが、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。

そのため、エコバッグを持ち歩く等、できることからプラスチックごみ削減にご協力お願いします。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

